

消費生活に関する情報提供

送信日	令和3年11月10日(水)
送信先	宮崎市消費者トラブル防止ネットワーク会議構成団体 各位
送信者	宮崎市観光商工部商工戦略局商業政策課 消費生活センター 〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1(市役所第2庁舎3階) TEL:0985(21)1755(相談専用) FAX:0985(28)6572

【注意喚起】無料商品の配布で人を集め、高額な商品を契約させる 催眠商法(SF商法)に関する相談が増えています!

○11月に入り、当センターの電話相談で、催眠商法(SF商法)と思われる相談が増加しています。

【事例】

『「記念品を配るので集まってほしい」と言われ集まったところ、記念品を配布され、住宅の一室に行くように言われた。その場所に行くと20人ほどが集まっており、2時間ほど健康に関する話をされた後、数十万円の健康に良いという商品をすすめられた。』

○催眠商法(SF商法)とは、締め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げたあと、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。

○「無料で〇〇を差し上げます」という言葉で人を集めるような会場へ出向くにあたっては、十分に注意しましょう。

○会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。

○法定書面を受け取って8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)が可能な場合があります。

不安や不審に思った場合、周囲の方からご相談があった場合は・・・

局番なしの ☎188

または 宮崎市消費生活センター ☎0985(21)1755(相談専用番号)

消費生活センターに相談してよいかどうか不明な場合でも、お気軽にご相談ください。